平成２６年（フ）第９１５号
大阪市旭区生江３丁目９番10号
債務者　小山　丈二
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９８号
大阪市平野区加美北８丁目21番２号
債務者　下村　智英
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１８号
大阪市住之江区住之江３丁目10番18号
債務者　重松　貴大
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１９号
大阪市北区末広町２―22―302、住民票上の住所大阪市北区同心１丁目１番11―1005号
債務者　澤田　　高
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２０号
大阪市東淀川区小松１丁目８番18号北野ハイツ101号
債務者　北村　拓也
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４号
北海道北斗市七重浜７丁目10番19号
債務者　野尻　広幸
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
函館市美原２丁目１番21号
債務者　能戸　健一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６７号
函館市高丘町１番５号
債務者　鶴尾　裕子（旧姓山路）
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６９号
函館市中道２丁目15番５号　ミロード101号
債務者　沼田　尚人
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４号
山形市桜田東１丁目13番10号　レジデンス羽角102号
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
山形県東根市中央２丁目７番22―213号　カミングセンチュリー
債務者　三浦　　晃
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
山形市元木３丁目５番５―109号　市営元木アパートＢ棟、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺935番地９
債務者　川口　恭子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1510―６、住民票上の住所山形県村山市楯岡十日町４番37号
債務者　寒河江笑美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１号
山形市緑町１丁目４番５号　みどりハイツⅠ105号
債務者　三井寺　正
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０８号
大阪府枚方市上野２丁目９番52―503号
債務者　池上　　舞（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３号
東京都調布市染地１丁目25番地３レオパレスパストラ―レ105
債務者　小野　敦範
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１０号
東京都福生市加美平１丁目17番地９第３村尾荘７号室
債務者　太田眞知子（旧姓飯豊）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部